

答申第 221 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 28 日付けで諮問された教育庁教職員課が管理する職務専念義務免除承認を受けた県立学校等教職員に係る出勤簿等不存在の件（諮問第 185 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、県下の公立学校及び県立学校の職務専念義務免除等の承認を受けた教職員に係る平成 11 年度の出勤簿及び休暇承認簿(休暇等申請(届出) 簿を含む。) を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。) 第 9 条の規定に基づき、平成 13 年 3 月 2 日付けで、神奈川県教育委員会(以下「県教育委員会」という。) に対して、県下の公立学校及び県立学校の職務専念義務免除等(以下「職専免」という。) の承認を受けた教職員に係る平成 11 年度の出勤簿及び休暇承認簿(休暇等申請(届出) 簿を含む。)(以下「本件行政文書」という。) について、行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。) をした。

(2) これに対し、県教育委員会は、平成 13 年 3 月 15 日付けで、本件行政文書を管理していないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。) をした。

(3) 不服申立人は、平成 13 年 3 月 19 日付けで県教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

県教育委員会が本件行政文書を管理していないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

4 実施機関(教育庁管理部教職員課) の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

職専免の申請に当たっては、出勤簿又は休暇承認簿(休暇等申請(届出))

簿を含む。)の写しの添付を義務付けておらず、かつ、申請時に添付されていなかったことから、教職員課では出勤簿等の写しを管理していない。

なお、県立学校に勤務する教職員の出勤簿及び休暇承認簿(休暇等申請(届出)簿を含む。)(以下「出勤簿等」という。)は、従前より当該教職員が勤務する学校の校長が整理保管の任に当たることになっており、平成12年12月26日に定めた「県立学校職員服務規程」(以下「服務規程」という。)でも同様のことが定められている。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 県立学校以外の公立学校に関する本件行政文書について

市町村立学校の教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第34条により、「この法律に特別の定めがある場合を除き」各市町村教育委員会が任命権を有することとされており、その服務監督権も任命権者である各市町村教育委員会が有すると解される。

また、同法第34条の例外を定めた同法第37条第1項によれば、市町村立学校の教職員のうち県費負担教職員については、都道府県教育委員会が任命権を有することとなっているが、同法第43条第1項で、市町村教育委員会が服務監督権を有すると定められている。

出勤簿等の管理は、服務監督権に基づいて行われると解されることから、市町村立学校の教職員の出勤簿等の管理は、各市町村が定める条例等に基づき、市町村教育委員会が行うものである。したがって、県立学校以外の公立学校に関する本件行政文書については、服務監督権を有する市町村教育委員会が管理するものであることが認められる。

以上のことからすると、県立学校以外の公立学校に関する本件行政文

書を教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

イ 県立学校に関する本件行政文書について

(ア) 職専免承認申請書の提出について

職専免の承認手続については、本件請求対象文書が平成 11 年度分であるため、現行の服務規程ではなく、平成 12 年 12 月 31 日に廃止された「県立学校職員の職務専念義務の免除等の手続に関する規程」(以下「手続規程」という。)が適用される。

手続規程第 2 条では、職専免の承認を受ける場合、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 2 項に規定する「職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合」(以下「厚生参加」という。)に承認を受ける場合を除いて、職専免承認申請書を提出することが定められ、厚生参加は、「県立学校職員の服務専念義務の免除等の手続に関する規程の一部改正」(教育長通知)により、休暇等申請(届出)簿により処理することとされている。

実施機関は、職専免承認申請書の提出に当たっては、出勤簿又は休暇承認簿(休暇等申請(届出)簿を含む。)の写しの添付を義務付けておらず、かつ、申請時に添付されていなかったことから、教職員課では出勤簿等の写しを管理していないと説明している。

職専免承認申請書の提出に当たって、出勤簿等の写しの添付を義務付けるような規程や通知はなく、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、職専免承認申請書の提出に際して出勤簿等の写しが添付されていないとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

(イ) 出勤簿等について

前記(ア)で述べたように、厚生参加については、「県立学校職員の服務専念義務の免除等の手続に関する規程の一部改正」(教育長通知)により、休暇等申請(届出)簿により処理することとされている。

したがって、職専免において、職専免承認申請書の代わりに休暇等申請(届出)簿が提出されるのは、厚生参加に限定されるが、この場

合、「県立学校職員の服務関係諸様式について」(教育長通知)により、校長以外の教職員の場合、各学校において休暇等申請(届出)簿で処理できることと定められており、また、校長の場合は、手続規程上は教育長の承認事項と定められているが、神奈川県教育庁等事務決裁規程の別表第3(第11条関係)により校長専決と定められている。したがって、いずれの場合も教職員課への休暇等申請(届出)簿の提出は求められていない。

また、県立学校に勤務する教職員の出勤簿等は、従前より当該教職員が勤務する学校の校長が整理保管の任に当たることになっており、服務規程でも同様のことが定められている旨、実施機関は説明している。

服務規程第17条では、「出勤簿等は、校長が整理保管の任に当たる」と定められており、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、出勤簿等は校長が整理保管の任に当たっているとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

(ウ)以上のことからすると、県立学校に関する本件行政文書を教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 28 日	諮問
4 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 17 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 23 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議
11 月 17 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子正史	同志社大学教授	部会員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)